

令和 6 年度兵庫県私立高等学校等 奨学給付金制度（一般分）について

兵庫県では、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」を活用し、すべての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の生徒に対して授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を支給します（返還の必要はありません）。

所定の基準にあてはまる場合は、学校に申請してください。

◆ 対象者の条件

令和 6 年 7 月 1 日現在、私立の高等学校・中等教育学校（後期課程）・高等専門学校・専修学校（高等課程）・各種学校及び高等学校等専攻科に在籍する生徒の保護者等が、次の要件すべてに該当すれば、支給を受けることができます。

- (1) **保護者**（学校教育法第 16 条に定める子に対して親権を行う者）**等が兵庫県在住であること。**
（生徒の居住地は兵庫県外でも構いません。）
- (2) **生活保護世帯（生業扶助受給）**または、**令和 6 年度の市町民税所得割額及び県民税所得割額（保護者等の合計額）が 0 円**であること。

<ご注意>

- ※ 生徒が平成 26 年 3 月以前に高等学校等に在籍していた場合は、対象外です。
- ※ 生徒が令和 6 年 7 月 1 日現在高等学校等に在籍していない場合は、対象外です。
- ※ 生徒が令和 6 年 7 月 1 日現在高等学校等を休学している場合は、対象外です。
- ※ 保護者等が福祉施設等の施設長や養育里親等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、対象外です。
- ※ 保護者等の一方が海外に在住し、兵庫県内に住所がない場合は、対象外です。
- ※ 保護者等が兵庫県内と兵庫県外に別居し、兵庫県外在住の保護者等が、兵庫県以外の都道府県が国補助金を受けて実施する類似制度を申請している場合は、対象外です。
- ※ 高校生一人につき申請できる回数は 3 回（定時制・通信制は 5 回、専攻科は専攻科分として 2 回）までです。
- ※ 学び直し支援金対象者は上記に加え、追加で 1 回（定時・通信制は追加で 2 回）申請できます。
- ※ 経済状況等の悪化により家計が急変し、市（県）民税の所得割が非課税（0 円）世帯相当であると認められる場合は、奨学給付金（家計急変分）を申請してください。

◆ 支給額（家族構成や学校の種別によって支給額が異なります。）

区分		支給額（年額）		
		全日制定時制	通信制	専攻科
生活保護世帯（生業扶助受給）		52,600 円	52,600 円	
令和 6 年度 所得割 非課税世帯	下記を除く高校生等	142,600 円	52,100 円	52,100 円
	保護者等に扶養されている ① 2 人目以降の高校生等 又は ② 15 歳（中学生を除く）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹（高校生等以外）がいる高校生等	152,000 円		

※着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合は 81,000 円が加算支給されます（生活保護受給世帯は対象外）。

※15 歳以上 23 歳未満：平成 13 年 7 月 3 日～平成 21 年 4 月 1 日に生まれた方を指します。

※どの支給区分に該当するかは、「令和 6 年度兵庫県私立高等学校等奨学給付金申請額確認シート」でご確認下さい。

◆ 申請書の提出（奨学給付金一般分）

申請を希望する方は、下記の書類とあわせて9月19日(木)までに事務室に提出してください。

(申請書は印刷していただくか、事務室でお受け取りください。)

(事務室は8月11日(日)～8月14日(水)は夏季休業となります。)

◎：必ず必要

△：該当する場合のみ必要

※郵送で提出される場合は、簡易書留扱いとしてください。

必要書類	発行機関	支給額ごとの必要書類			
		52,600	52,100	142,600	152,000
私立高等学校等奨学給付金支給申請書（表裏2面） （黒色のボールペン（消せるボールペン不可）で記入）	申請者が記入	◎	◎	◎	◎
世帯全員分の住民票（令和6年7月1日以降発行のもの） （住民票記載事項証明は不可）	市(区町)役場				
・申請者の世帯全員分（続柄の記載があるもの）		◎	◎	◎	◎
・保護者等、対象生徒、対象生徒以外に扶養している高校生等もしくは15歳以上23歳未満の兄弟姉妹で、住所地が異なる者がある場合は、その者全員分の住民票（在寮証明書でも可）		△	△	△	△
申請者名義の通帳の写し（昨年度と同一の口座の場合は省略可） ・申請書に記載した口座の、銀行名・支店名・口座番号・口座名義人が分かるもの（キャッシュカードの写しでも可）。	申請者がコピー	◎	◎	◎	◎
保護者等の収入を証明する書類（以下のいずれか）					
○生活保護世帯のうち、生業扶助を受給している世帯 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書 （令和6年7月1日以降発行のもの） ・別添の「生業扶助受給証明書」に、福祉事務所の証明（押印）を受けて提出してください（市町が発行する証明書により、生業扶助の受給が証明できる場合は、市町が発行する証明書でも可）	福祉事務所	◎	—	—	—
○生活保護を受給しているが、生業扶助を受給していない世帯 生活保護を受給しているが、生業扶助を受給していないことが分かる証明書 （令和6年7月1日以降発行のもの。 <u>保護開始が令和6年1月2日以降の場合は、別途、保護者等全員の令和6年度課税証明書・非課税証明書が必要となります。</u> ） ・市町が発行する、生業扶助を受給していないことが明記されている「生活保護受給証明書」 ・申請者、対象生徒、対象生徒以外の兄弟姉妹との扶養関係が分かる証明書	福祉事務所	—	◎ ↑ ↓	◎ ↑ ↓	◎ ↑ ↓
○市町民税所得割額及び県民税所得割額が0円の世帯（生活保護受給世帯を除く） 保護者等全員の令和6年度課税証明書・非課税証明書 ・控除対象配偶者の場合も、課税証明書が必要です。 ・「特別徴収税額決定通知書」「納税通知書及び明細書」のコピーでも構いません。	市(区町)役場	—	◎	◎	◎
対象生徒以外の奨学給付金支給申請書の写し ※対象生徒以外に高校生等の兄弟姉妹がいる場合のみ	申請者がコピー	—	—	△	△

※制服加算の申請の場合は、上記に加え、別途「罹災証明書」「制服の再購入に係る誓約書」「制服の再購入に係る証明書」の提出が必要です。

◆ 支給の決定

- ・奨学給付金は、県から学校への交付決定後、学校から支給されます。
- ・虚偽の申請や不正受給が判明した場合は、支給の決定を取り消します。

ご不明な点がございましたら事務室までお問い合わせください。 担当：南條(078-741-1506)

※太枠内はすべて記入してください(両面とも)

学校申請用（一般）

※必ず記入

兵庫県知事 様

(A)

申請日

令和

年

月

日

令和6年度兵庫県私立高等学校等奨学給付金支給申請書（兼受給資格認定申請書）

(B) 次の7点を確認のうえ、すべての□にレ印を付けてください（いずれかにレ印が無い場合は、支給できません）。

- ☐ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、兵庫県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☐ 私は兵庫県以外の都道府県に高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)の申請は行っておりません。
- ☐ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生を除く））の支給対象ではありません。
- ☐ 私は、私立高等学校等奨学給付金の申請にあたって兵庫県に対して行う手続の一切（申請、請求、受領等）を学校設置者に委任します。
- ☐ 私は、学校設置者が兵庫県から受領した私立高等学校等奨学給付金を授業料以外の学校納付金債権に対して、相殺することに同意します。
- ☐ 私は、私立高等学校等奨学給付金の申請に必要な範囲において、学校及び兵庫県が保有している当該生徒及び親権者等の個人情報を利用することに同意します。

(C) 令和6年度兵庫県私立高等学校等奨学給付金の支給を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

※必ず記入

申請者住所	〒 兵庫県		
ふりがな		電話番号	
申請者氏名		電子メール	
対象生徒との関係 (○で囲む)	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 生徒本人 ・ その他 ()		

(D) 【対象となる高校生等について】

ふりがな		生徒の 生年月日	(昭和) 平成	年	月	日
生徒氏名						

(E)

生徒の住所	☐	申請者と同じ									
	☐	〒	都道府県	市区町村							
生徒が在学する学校の状況	学校の名称	啓明学院高等学校		本校所在都道府県	兵庫県						
	入学年月日	平成・令和	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数						
				全日制	なし	1回	2回	3回	4回	5回	不明
					☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
過去の高等学校等の在学状況 (該当の場合のみ)	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数						
			～ 年 月 日	全日制・定時制 通信制・専攻科	なし	1回	2回	3回	4回	5回	不明
					☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

【申請する支給額】

(F) 支給基礎額

※いずれか該当する欄に○を記入

○を記入	支給額	課程	該当する区分	学校記入欄
	52,600 円	全日制 定時制 通信制	・生活保護（生業扶助）受給世帯の高校生等 ※高等学校等専攻科に在籍している生徒を除く	
	52,100 円	通信制 専攻科	・令和6年度市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円の世帯（保護者等全員の合算） ・対象生徒が通信制高校、高等学校等専攻科に在籍している	
	142,600 円	全日制 定時制	・令和6年度市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円の世帯（保護者等全員の合算） ・下記以外の場合	
	152,000 円	全日制 定時制	・令和6年度市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円の世帯（保護者等全員の合算） ・保護者等に扶養されている、 ①2人目以降の高校生等 又は ②15歳（中学生を除く）以上23歳未満の保護者等に扶養されている兄弟姉妹（高校生等を除く）がいる高校生等	

加算額（申請する場合のみ）

○を記入	支給額	課程	該当する区分	学校記入欄
	81,000 円	全課程	・生活保護(生業扶助)を受給していない世帯 ・災害等により喪失・毀損した制服の再購入費用を負担した世帯 ※生活保護(生業扶助)を受給している世帯は、保護費で措置されるため対象外です。	

【保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入の状況について】

学校申請用（一般）

おもて面の申請区分に応じて、次の(1)～(3)のいずれかの欄にレ印を入れるとともに、※欄も記入してください。

(1)生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(7/1現在)を提出します。

① ☐ 生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書

(2)次の者の課税証明書等を提出します。(①から⑥までのいずれかの欄にレ印を付けてください。)

①	☐	親権者(両親)2名分 ※親権者が2名存在する場合、親権者の一方が控除対象配偶者であっても必ず2名分の課税証明書等が必要です。
②	☐	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ※ア、イ、ウいずれかの□にレ印を入れてください
		ア ☐ 離婚、死別等により親権者が1名の場合
		イ ☐ 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等 (この場合の家庭の事情とは、ドメスティック・バイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。)
	☐	ウ ☐ (専攻科のみ) 満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□に✓印を付けてください
③	☐	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。)
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者) (両親等) 2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

(3)次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐ 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で市町村住民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

※上記(2)又は(3)の場合には、下記内容を確認のうえ、□にレ印を付けてください。

☐ 私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受けていません。

【扶養親族等の状況、及び扶養誓約について】

枠内に対象生徒及び対象生徒以外の扶養している高校生等及び15歳以上(中学生は除く)23歳未満の兄弟姉妹を記載してください。

内容を確認のうえ、下記の□にレ印を付けてください。

☐ 私と下記の者は、令和6年7月1日現在、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

対象生徒及び兄弟姉妹の扶養している	続柄	名前	生年月日(年齢)	職業・学校名・学年等	奨学給付金の申請の有・無	申請額
	本人(対象生徒)					
	兄・弟		昭和 平成 (歳)		有 ・ 無	円
	姉・妹		昭和 平成 (歳)		有 ・ 無	円
	兄・弟		昭和 平成 (歳)		有 ・ 無	円
	姉・妹		昭和 平成 (歳)		有 ・ 無	円

※ 対象生徒以外の高校生等については、必ず学校名、学年とともに、奨学給付金の申請内容(申請の有無及び申請額)を記入してください。申請有の場合は、申請書の写し(両面)を添付してください。

※ 「続柄」欄は対象となる高校生等を基準とし該当区分に○を入れ、「年齢」は7月1日現在で記入してください。

※ 対象生徒及び対象生徒以外の高校生等及び15歳以上(中学生は除く)23歳未満の兄弟姉妹を記載してください。

※ 記載した全員分の住民票(在寮証明でも可)を添付してください。

＜申請前に再度確認し、レ印を入れてください＞

☐ 記入漏れはありませんか？

☐ 添付書類の漏れはありませんか？

☐ 住民票 ☐ 保護者の収入を証明する書類
(世帯全員分) ☐ 兄弟姉妹の奨学給付金支給申請書のコピー
(該当する場合のみ)
☐ 制服の再購入に係る書類一式
(該当する場合のみ)

※太枠内はすべて記入してください(両面とも)

※必ず記入

兵

令和

次の

内容を確認の上、□にレ印を付けてください(7つともにレ印が入っていないと、支給できません)

(A)

申請日

令和

年

月

日

奨学給付金支給申請書（兼受給資格認定申請書）

（いずれかにレ印が無い場合は、支給できません）。

- ☒ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、兵庫県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒ 私は兵庫県以外の都道府県に高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)の申請は行っていません。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生を除く））の支給対象ではありません。
- ☒ 私は、私立高等学校等奨学給付金の申請にあたって兵庫県に対して行う手続の一切（申請、請求、受領等）を学校設置者に委任します。
- ☒ 私は、学校設置者が兵庫県から受領した私立高等学校等奨学給付金を授業料以外の学校納付金債権に対して、相殺することに同意します。
- ☒ 私は、私立高等学校等奨学給付金の申請に必要な範囲において、学校及び兵庫県が保有している当該生徒及び親権者等の個人情報を利用することに同意します。

令和6年度兵庫県私立高等学校等奨学給付金の支給を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

申請者住所	〒650-8567 兵庫県 神戸市中央区下山手通5丁目10	平日昼間に連絡の取れやすい番号を記入してください。申請者以外（配偶者等）の連絡先でも構いません。
ふりがな	ひょうご たろう	電話番号 078-341-77
申請者氏名	兵庫 太郎	電子メール abcde@xxxx.xx
対象生徒との関係 (○で囲む)	親権者 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 生徒本人 ・ その他 ()	

【対象となる高校生等について】

ふりがな	ひょうご じろう	生徒の 生年月日	(昭和) 18 年 7 月 1 日
生徒氏名	兵庫 次郎	平成	

生徒の住所	☐ 申請者 ☒ 生徒 生徒と保護者の住所が異なる場合、記入してください なお、その場合生徒の住民票又は在寮証明書が必要です。	通信制の場合、サテライト教室の所在地ではなく、本校所在地を記入してください。
生徒が在学する学校の状況	学校の名称 〇〇高等学校	本校所在地 都道府県 〇〇県
入学年月日	平成 令和 5 年 4 月 1 日	学校の種類・課程・学科 全日制・定時制 通信制・専攻科
過去の高等学校等の在学状況 (該当の場合のみ)	学校名 私立 △△高等学校	令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 3 月 31 日
	全日制・定時制 通信制・専攻科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 5回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

【申請する支給額】

支給基礎額

○を記入	支給額	課程	学校記入欄
	52,600	全日制 定時制 通信制	生活保護（生業扶助）受給世帯の高校生等 ※高等学校等専攻科に在籍している生徒を除く
	52,100	該当するいずれかひとつに○を記入してください。 (審査の結果、別の区分となる場合があります)	世帯（保護者等全員の合算）
	142,600	全日制 定時制 通信制	世帯（保護者等全員の合算）
○	152,000	全日制 定時制	令和6年度市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円の世帯（保護者等全員の合算） ・保護者等に扶養されている、 ①2人目以降の高校生等 又は ②15歳（中学生を除く）以上23歳未満の保護者等に扶養されている兄弟姉妹（高校生等を除く）がいる高校生等

加算額（申請する場合のみ）

○を記入	支給額	課程	該当する区分	学校記入欄
	81,000	全課程	生活保護(生業扶助)を受給していない世帯 ・災害等により喪失・毀損した制服の再購入費用を負担した世帯 ※生活保護(生業扶助)を受給している世帯は、保護費で措置されるため対象外です。	

G

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入の状況について】

学校申請用(一般)

おもて面の申請区分に応じて、次の(1)～(3)のいずれかの欄にレ印を入れるとともに、※欄も記入してください。

(1)生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(7/1現在)を提出します。

① ☐ 生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書

(2)次の者の課税証明書等を提出します。(①から⑥までのいずれかの欄にレ印を付けてください。)

①	☐	親権者(両親)2名分 ※親権者が2名有	死別・離婚等により、親権者が1人の場合はこちらをチェックしてください。	証明書等が必要です。
②	☐	親権者1名分 (親権者が、一時的 ※ア、イ、ウいずれかの状況にあり、その旨を記入してください。)	ア ☐ 離婚・死別等により親権者が1名の場合 イ ☐ 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等 ウ ☐ (専攻科(専攻)課程に在学する者(専攻科(専攻)課程に在学する者)は、そのほか、全員分) 等	
③	☐	未成年後見人(親権者が存在せず、 (未成年後見人が、法人者を除く。))	親権者1名分の提出しかできない場合はこちらをチェックしてください。(ただし、DVなどの事情により接触が困難な場合などに限ります。離婚協議中などで別居中であっても連絡が可能な場合は原則として該当しません。)	
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合		
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等		
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等		

(3)次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐ 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

H

※上記(2)又は(3)の場合には、下記内容を確認のうえ、□にレ印を付けてください。

☒ 私の世帯(世帯主)が生活保護(生業扶助)を受給していない場合、必ずこちらにレ印をいれてください。

I

【扶養親族等の状況、及び扶養誓約について】

枠内に対象生徒及び対象生徒以外の扶養している高校生等及び15歳以上(中学生は除く)23歳未満の兄弟姉妹を記載してください。

内容を確認のうえ、下記の□にレ印を付けてください。

☐ 私と下記の者は、令和6年7月1日(令和6年7月以降に家計が急変した場合は申請日)現在、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

必ずこちらにレ点をいれてください。

対象生徒及び扶養している兄弟姉妹の状況	職業・学校名・学年等	奨学給付金の申請の有・無	申請額
(対象生徒)	兵庫 次郎		
兄・弟	兵庫 一郎	昭和 平成 16年 10月 10日 (20歳)	〇〇大学
姉・妹	兵庫 花子	昭和 平成 20年 8月 1日 (15歳)	県立〇〇高等学校
兄・弟		昭和 平成 年 月 日 (歳)	
姉・妹		昭和 平成 年 月 日 (歳)	

※ 対象生徒以外の高校生等については、必ず学校名、学年とともに、奨学給付金の申請内容(申請の有無及び申請額)を記入してください。申請有の場合は、申請書の写し(両面)を添付してください。

※ 「続柄」欄は対象となる高校生等を基準とし該当区分に○を入れ、「年齢」は7月1日現在で記入してください。

※ 対象生徒及び対象生徒以外の高校生等及び15歳以上(中学生は除く)23歳未満の兄弟姉妹を記載してください。

※ 記載した全員分の住民票(在寮証明でも可)を添付してください。

<申請前に再度確認し、レ印を入れてください>

- ☒ 記入漏れはありませんか？
- ☒ 添付書類の漏れはありませんか？

- ☒ 住民票(世帯全員分)
- ☒ 保護者の収入を証明する書類
- ☒ 兄弟姉妹の奨学給付金支給申請書のコピー(該当する場合のみ)
- ☒ 制服の再購入に係る書類一式(該当する場合のみ)

令和6年度兵庫県私立高等学校等奨学給付金申請額確認シート

対象となる高校生等は、平成26年4月1日以降に高等学校等に入学しましたか？

いいえ → 給付対象外です

はい →

保護者等の居住地は兵庫県内ですか？

いいえ → 保護者等の居住地の都道府県にお問い合わせください

はい →

令和6年7月1日現在(令和6年7月以降家計が急変した場合は申請日)、高等学校等に在籍しており、休学していませんか？

いいえ → 給付対象外です

はい →

生活保護を受給していますか？

いいえ →

はい →

令和6年度市町民税所得割額及び県民税所得割額(保護者等全員の合算)が0円、もしくは家計急変により0円相当ですか？※1

いいえ →

はい →

生業扶助を受給していますか？※2

いいえ → 52,600円(年額) ※専攻科以外

はい → 給付対象外です

はい →

対象生徒が在籍する課程は通信制もしくは専攻科ですか？

いいえ → 給付対象外です

はい → 52,100円(年額)

いいえ →

対象生徒以外に、15歳以上23歳未満(中学生及び高校生等を除く)の兄弟姉妹はいますか？

いいえ →

はい → 152,000円(年額)

いいえ →

15歳以上23歳未満：
平成13年7月3日～平成21年4月1日に生まれた方を指します

いいえ →

対象生徒以外に、高校生等の兄弟姉妹はいますか？

いいえ → 142,600円(年額)

はい →

高校生等の兄弟姉妹の中に、次のいずれかに該当する者がいますか？
①通信制・専攻科の高等学校に通っている
②全日制高等学校に通っており、奨学給付金を第一子単価(公立：122,100円, 私立：142,600円)で申請している。

いいえ → 152,000円(年額)

はい → 152,000円(年額)

※1 不明の場合は、市(区町)役所、勤務先等にお問い合わせください。

※2 不明の場合は、福祉事務所にお問い合わせください。